

規制改革要望等を踏まえた工場立地法の
運用のあり方についての論点（案）

平成23年3月1日
経 済 産 業 省

目次

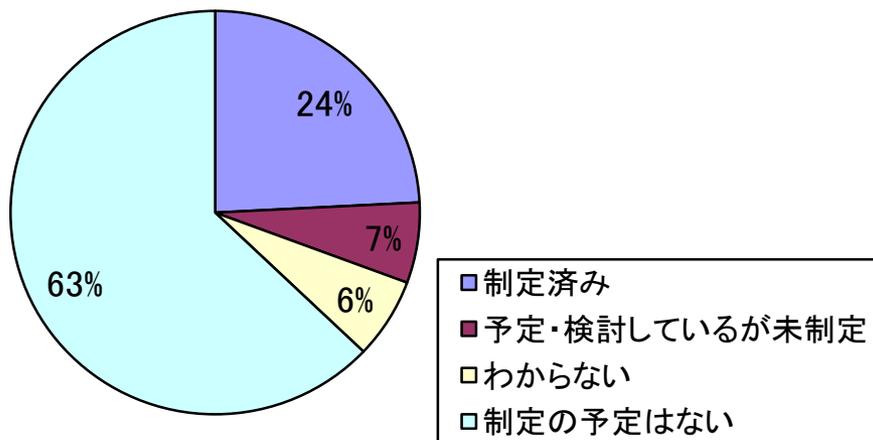
1. 地域準則制度等の一層の活用について・・・P 1
2. 重複緑地等の緑地面積への
算入方法の見直しについて・・・P 7
3. 植栽規定の見直しについて・・・P 10
4. 手続の迅速化・様式の簡素化について・・・P 13

1. 地域準則制度等の一層の活用について

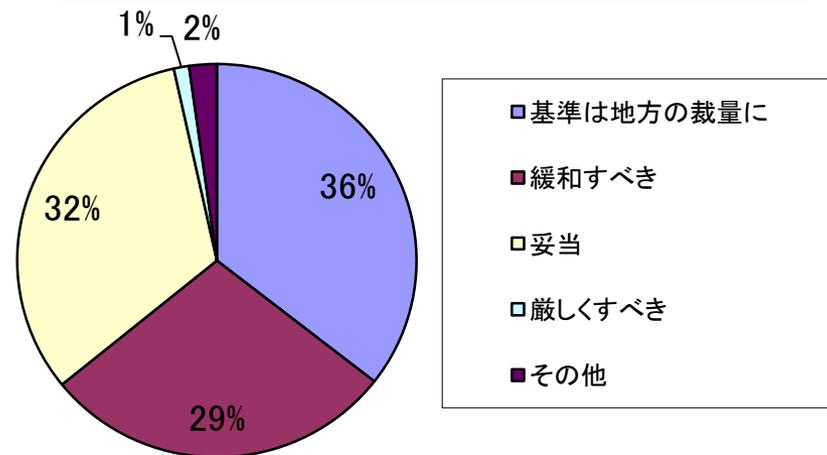
地域準則制度の活用状況等について

- 工場立地法の緑地面積率規制は、工場と地域の住民との調和を実現するためのものであり、地域の実態を把握し易い地方自治体においても積極的に検討すべきもの。
- 地域準則は、1都7県6政令市において制定され、企業立地促進法に基づく市町村準則制度は、171市町村（H22.1月現在）において活用されている。一方、約63%の自治体（都道府県・政令市）では、今後も地域準則制定の予定はない。
- 先般実施したアンケートでは、36%の企業が緑地面積率の設定を地方の裁量に任せるべきと、29%の企業が緑地面積率の緩和をすべきと回答。
- 両回答をした企業のうち、64%が「地域準則を策定する予定がない」と回答した自治体に立地。

今後の地域準則制定について
(43都道府県及び19政令市からの回答)



現在の緑地面積率規制の全国基準（20%）
についてどのように考えるか（4,875社からの回答）



地域準則の活用が進まない理由①

- 自治体に対するアンケート調査の結果によると、下記①・②が地域準則を制定しない主要な理由。

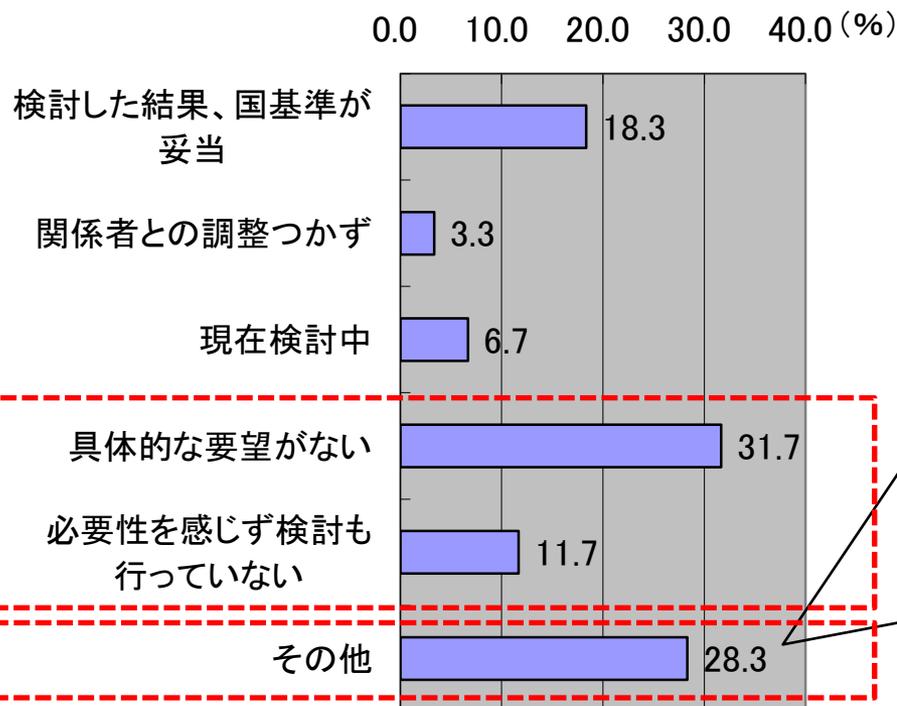
①具体的な要望や必要性がないため制定していない 約43%

②その他 約28%

- その他、企業立地促進法の市町村準則で対応が進んでいるとの声も。

地域準則を定めていない理由

(都道府県及び政令市からの回答)



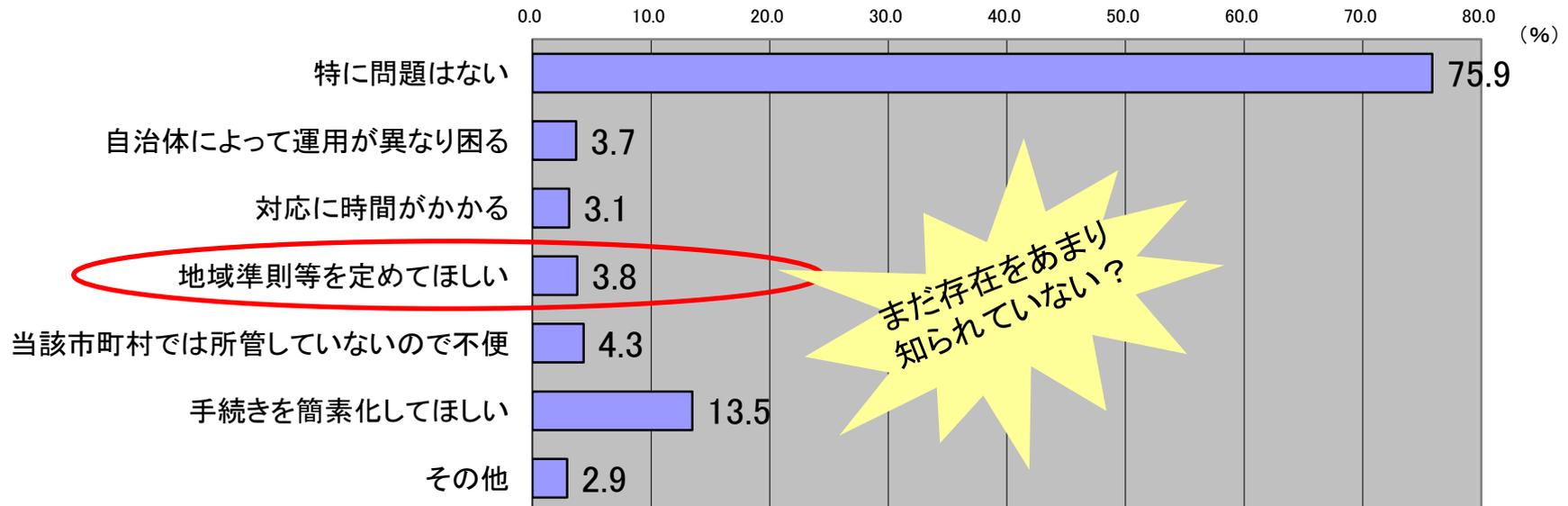
「その他」の具体例

- 企業立地促進法の制定により、**市町村単位での制定が可能となったため、県が定める必要がなくなった。**
- 県は範囲が広く、様々な企業のニーズや地域ごとの実情を反映させることができない。
- 県内には、都市部の工場から農村部の工場まで様々。**県全域に新たな基準を設定することは困難。**
- 豊かな自然を次世代に引き継ぐための施策も実施しており、これとの調和・調整が難しい。
- 緑化推進制度との整合性を確保する必要がある。**

地域準則の活用が進まない理由②

- 企業へのアンケート調査によれば、工場立地法に関する都道府県、市町村への要望として、地域準則の制定を求める企業は、全体の3.8%に留まる。
- 同調査の結果に表れた緑地面積規制の緩和要望や地域独自の基準を求める声の多さから考えると、その要望を解決する具体的手段として、企業に地域準則制度があまり知られていない可能性があるのではないか。
- 企業に十分制度が知られていないことが、自治体が「具体的な要望や必要性がないため（地域準則を）制定していない」と判断する一つの要因となっている可能性があるのではないか。

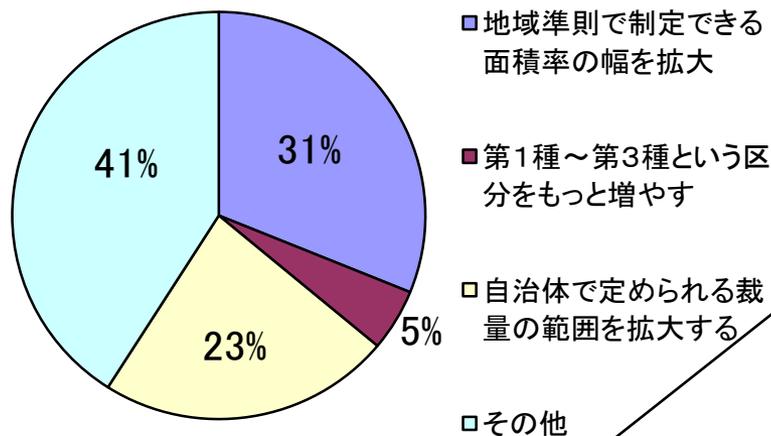
都道府県、市町村（の対応）への要望（5,066社の複数回答）



地域準則を活用しやすい制度にするには

- 現在の地域準則制度をどの様に見直せば活用が進むと考えられるかアンケート調査で質問したところ「地域準則で制定できる面積率の幅を拡大するべき」との意見が、31%あった。
- この他、用途地域の定めのない区域で地域準則を設定しにくいとの意見等があった。

今後の地域準則制定について (44都道府県及び17政令市からの回答)



「その他」の具体例

- 現行制度では、都道府県及び政令市のみに準則の制定権があるが、政令市以外の市に制定権を付与する等、**より小さな地域単位での制定を可能とするべき。**
- 条例制定が条件となっていることが、使いにくい一つの原因。
- **県下統一の基準を定めることは困難。**
- 現在は、都市計画法の用途区域の定めにより第1種区域から第3種区域を区分しているが、**用途地域の定めのない工業団地や工業用地が多い自治体では使い勝手が悪い。**
- 新たな条例制定は、市全体の企業立地施策を含めた都市計画との整合性の確保やそれらに伴う関係者との調整が煩雑

■論点1 地域準則制度の活用状況をどの様に評価すべきか

○工場立地法の緑地面積率規制の趣旨、活用状況及び企業からの規制緩和要望等を踏まえ、現在の地域準則制度等の活用状況をどの様に評価すべきか。

■論点2 地域準則制度の一層の活用を進めるためには、具体的にどの様な対応を行うべきか。

- ①十分に地域準則制度の詳細が理解されていない可能性があるため、再度、企業や自治体に対して分かりやすく制度の概要を周知する必要があるのではないか。
- ②緑化の要請と工場からの規制緩和の要請を上手く両立させつつ地域準則を活用している事例を広く紹介するなど、企業のニーズを受けた自治体が取組を行いやすくなるような方策を検討すべきではないか。
- ③アンケート調査の結果等を踏まえ、工場立地法の運用の適正化の観点から、自治体が地域準則等を活用しやすいよう現行の制度の見直しも検討すべきではないか。

(参考) 緑地面積率・環境施設面積率の基準について

工場立地法に基づく準則

(1) 工場立地に関する準則(法第4条)

経済産業大臣等は、工場等の立地に関し事業者の判断の基準となるべき事項を公表する。

●環境施設: 25%以上

●そのうち、緑地は少なくとも20%以上

※敷地面積の15%以上の環境施設を敷地内の周辺部に配置

※重複緑地、建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を掛けた面積の25%を超えて緑地の面積に算入できない。

屋上緑地等のうち、緑地として参入できるのは、緑地面積率のうち、25%分



屋上緑地等 ≤ 敷地面積 × 緑地面積率 × 25%

(2) 地域準則(法第4条の2)

都道府県及び政令市は、条例により以下の基準の範囲内で、工場立地に関する準則に代えて適用すべき「地域準則」を定めることができる。(1都7県6政令市が策定)

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
	住居・商業等の用に供されている区域	住居・工業の用に供されている区域 (準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域 (工業専用地域、工業地域)
環境施設	25%超～ 35%以下	20%以上～ 30%以下	15%以上～ 25%以下
うち緑地	20%超～ 30%以下	15%以上～25%以下	10%以上～ 20%以下

企業立地促進法に基づく準則(緑地等の面積規制に係る特例措置)

(3) 市町村準則(企業立地促進法第10条)

企業立地促進法に規定する同意基本計画に定められた同意企業立地重点促進区域が存する市町村には、緑地面積率等について、工場立地に関する準則や地域準則に代えて適用する市町村準則を条例により右の表に定める基準の範囲内で設定することが可能。

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
区域の性質	住居・工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域	乙種区域の内、一般住民の日常生活の用に供する建築物がない区域
環境施設	20%以上～ 25%未満	15%以上～ 25%未満	1%以上～ 15%未満
うち緑地	15%以上～ 20%未満	10%以上～ 20%未満	1%以上～ 10%未満

2. 重複緑地等の緑地面積への算入方法の見直しについて

重複緑地の緑地面積率への算入の考え方について

- 現在、重複緑地（工場の配管の下の緑地や、生産施設の屋上緑地など）については、緑地面積率の算定の際に、「敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の25%まで算入できる（※）」こととされている。（緑地面積率が20%であると仮定すると、その25%（＝敷地面積の5%）まで。）
- 重複緑地の制度については、大都市周辺部など新たに土地を取得して緑化を推進することが困難な場合に、少しでも緑化を推進するために設けられた制度であり、重複緑地は通常の緑地に比べ、機能の面で劣るとされていることから、上述の緑地面積率の算入を制限している。

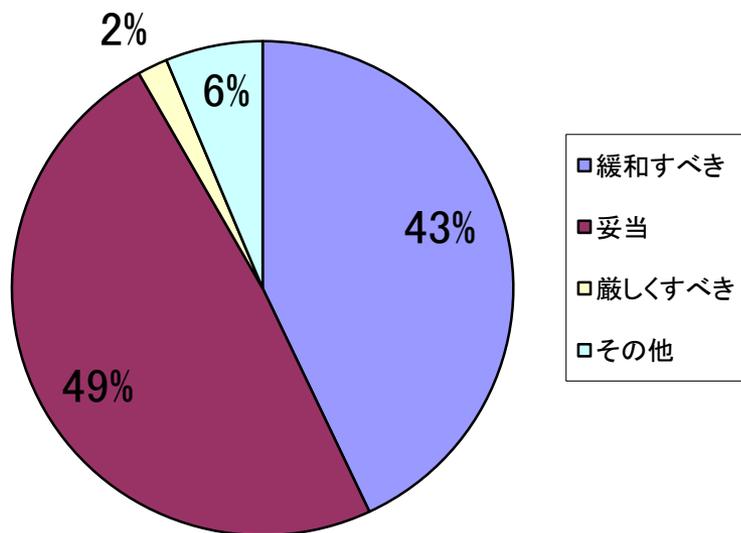
※敷地面積10,000㎡、緑地面積率20%の工場の場合

$$\begin{array}{l} 10,000\text{㎡} \times 20\% \times 25\% = 500\text{㎡} \quad \dots \text{緑地面積に算入できる} \\ \text{(敷地面積)} \quad \text{(緑化率)} \quad \text{(算入率)} \quad \text{重複緑地の上限} \end{array}$$

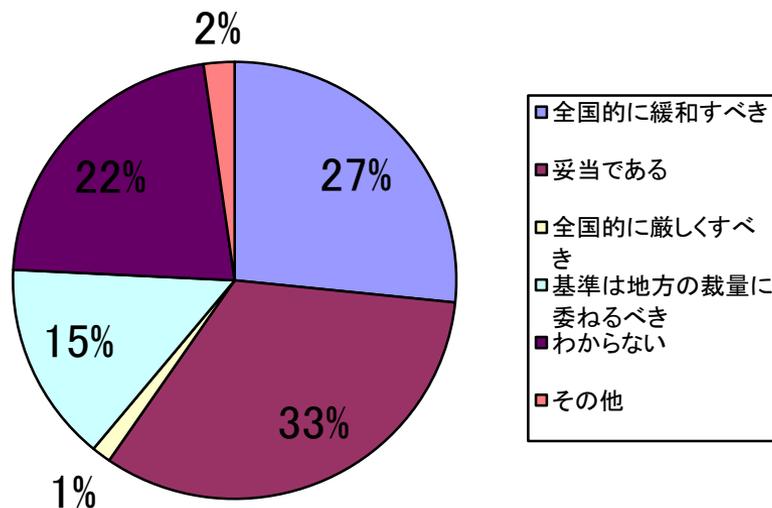
重複緑地についての規制改革要望等について

- アンケート調査の結果や規制改革要望では、特に大都市周辺部など土地の新規取得による緑地整備が困難な地域において、屋上緑化を中心とした重複緑地の緑地面積率の算入割合を高めるべきとの意見がみられた。
- また、前回の小委員会において、委員から「もし（屋上緑化等の重複緑地の）算入率をもっと高めれば、緑化は一層進展するのでは。」との意見があった。

屋上緑化・壁面緑化の算入比率について
(4,817社からの回答)



屋上緑化・壁面緑化の算入比率について
(710の自治体からの回答)



■論点3 重複緑地等の緑地面積への算入について具体的にどのような対応を行うべきか

- 重複緑地については、通常の緑地よりも緑地としての効果が劣るのではないかと過去の小委員会における議論も尊重する必要があるのではないか。
- 他方、新たな土地の取得が困難な大都市部などにおいては、屋上緑地等の多様な緑地整備のあり方を認めることが、一層の緑地整備に資するとの意見も見られた。
- 屋上緑化等をどの程度緑地面積に算入すべきか（その必要性や許容性）については、地域によって、状況が異なるものと考えられることから、地域性を踏まえ、どの程度緑地面積率に算入することができるか判断し、対応を行うことができるよう制度を整備することが必要ではないか。

3. 植栽規定の見直しについて

工場立地法における緑地の定義について

- ・現在、工場立地法で緑地として算定できる「緑地」は、工場立地法第4条と同条に基づく工場立地法施行規則（経済産業省令）第3条において規定されている。

<工場立地法>

（工場立地に冠する準則等の公表）

第4条 …… 緑地（植栽その他の主務省令で定める施設をいう。） ……

<工場立地法施行規則>

（緑地）

第3条 法第4条第1項第1号の**緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設**（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。））に設けられるものであって、当該建築物屋上等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る（以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

- 1 樹木が生育する10平方メートルを超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの
 - イ **10平方メートル当たり高木**（成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）が**1本以上あること**
 - ロ **20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木**（高木以外の樹木をいう。以下同じ。）が**20本以上あること**
- 2 **低木又は芝その他の地被植物**（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている10平方メートルを超える土地又は建築物屋上等緑化施設

緑地の定義に関する規制緩和要望について

- アンケート調査の結果や規制改革要望では、緑地の定義のうち、「木」の本数に関する規定や緑地として算入できる最小単位を見直すべきとの意見がみられた。

<企業のアンケート調査結果>

- 高、低木等植木の本数の規制の緩和を考えてほしい。
- 高木にて緑地の確保を指導されているが、芝生での確保にしたい。
- 緑地の最低単位10㎡より狭いものを認めてほしい。
- 樹木と芝が混合した緑地を両方でカウントしてほしい。
- 緑地の定義をよりわかりやすく、使いやすいものにしていただきたい。

■論点4 植栽規定の見直しについて、具体的にどのような対応をおこなうべきか

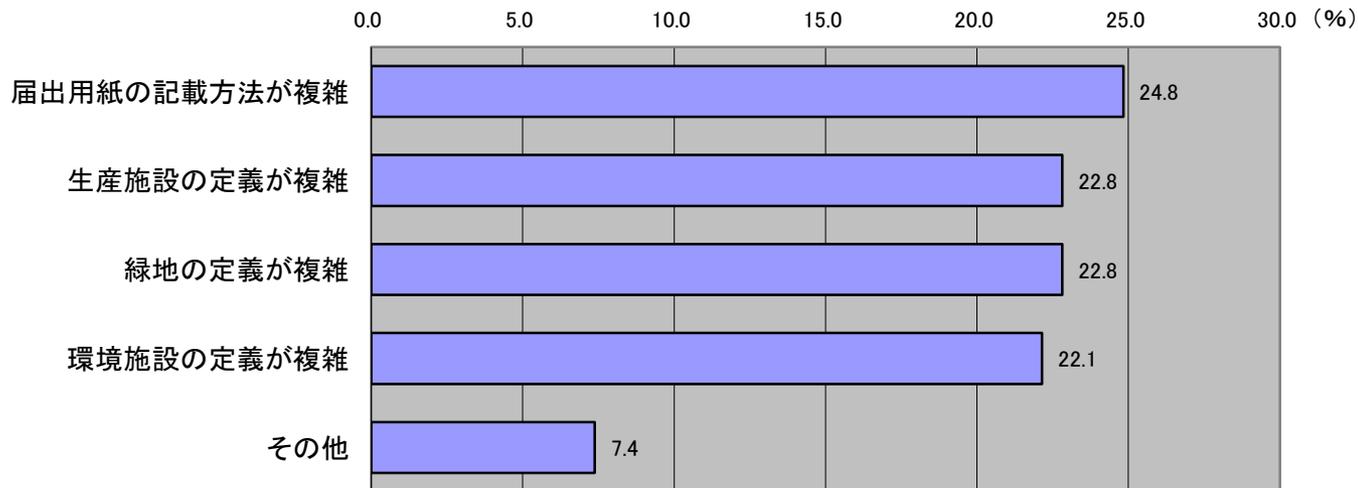
- 省令で、緑地として認める最小単位や「木」の本数に関する規定を設けているのは、工場立地法の「緑地」の外延を定めるためであり、最低限の規定は引き続き必要ではないか。
- 一方で、特に大都市部などでは、10平方メートルにも満たない小さな土地を活用して緑化を推進している企業もあり、一層の緑化の推進を図るためには、こうした取組も評価し得る制度とする必要があるのではないか。
- また、企業からは、緑地の定義の厳しさだけでなく、届出に際して「木」の本数の確認が求められることについての負担感（現在は、「木」の本数で緑地を定義しているため、工場立地法の届出に際して緑地の木の本数及び木の種類等についても届出を求めている。）についての意見が聞かれる。
- このため、届出の様式を改善し、企業の負担感を軽減する必要があるのではないか。

4. 手続の迅速化・様式の簡素化について

手続の迅速化・簡素化について

- 国内投資促進の観点から、工場等の立地関連規制の手続の迅速化は、極めて重要な課題。工場立地法の関連手続においても、見直しを行い、できる限りの手続きの迅速化・簡素化を行うべきではないか。
- 委員から、手続の迅速化で工場等の新增設等が促進に寄与するとの意見も。
- 自治体に工場立地法の届出の課題を尋ねたところ、届け出用紙の記載方法が複雑との回答が約25%あった。
- また、企業からも届出様式については、改善の要望が強い。

工場立地法の届出の課題についての自治体へのアンケート
(447自治体からの複数回答)



■論点5 手続の迅速化・簡素化について、具体的にどのような対応をするべきか。

- ①「木」の本数や樹種についての記載の省略等、工場立地法の届出様式を簡素化するべきではないか。
- ②各自治体に対し、工場立地法の手続を迅速に行う旨の依頼を行う通知を行うべきではないか。例えば、通常90日とされている手続期間を、30日程度で、行うよう依頼することなどが考えられるのではないか。
- ③工場立地法の手続について迅速化・簡素化に取り組んでいる事例を紹介するなどの取組を行うべきではないか。

(参考)工場立地法に関するアンケート調査の実施について

調査期間:平成22年12月6日~12月20日

●アンケート趣旨

本アンケートは、経済産業省が工場立地法の今後のあり方等について検討を行うため、全国の全特定工場、関係行政機関（全都道府県・全政令市・全市町村）に対して、実施したものである。

①市民に対するアンケート

<調査方法>

インターネット上でのwebアンケート

<調査対象>

一般市民996人より回答。

②自治体(都道府県及び市町村)に対するアンケート

<調査方法>

郵送による調査依頼、回答

<調査対象>

発送数	回答数	回収率
47都道府県	45都道府県	95.7%
19政令指定都市	19政令指定都市	100%
767市及び941町村	506市及び495町村	58.6%

③企業に対するアンケート

<調査方法>

郵送による調査依頼、回答

<調査対象>

H20年度工業統計調査（従業員10人以上の事務所：135,829件）より敷地面積9,000㎡、又は、建築面積3,000㎡以上の製造業を営む工場を抽出。

25,790社に発送し、5,066社より回答（H23.1月末現在 回収率19.6%）